受理番号及び 受理年月日	所 管		件 名	及 ひ	要	旦日		提	出	者
		最を ▶ 3算なのあ利生らるて な要6い 得製業をサ賃め 情興期 4.ら6。を困るとるうのあ円。低ほを「分ビの意 旨業実%労は(み状規容 た当。す 金消域払講にの見りを質増働非女出態雇易 状然本ぎ の費で能じ対	き書 中国)者正)しに用で 況で来ず 引性購力つ上の 心内との規らな陥のは であ、、 き向入」つけ提 と総3雇雇はがっ求な はり賃底 上はすは、と出 す生期用用、らて職い 、、金支 げ高る低最安に る産連とで様 いは。 消安をえ はく傾下低	<b>定つ</b> 公 (続賃動々自る少や 費定底ど 、、向し賃 <b>雇い</b> 共DPプは、職ち安くな 冷用えろ 気の強いのり う改そ場ち定、く えとすか 刺回いる引	出 効、成さ多懸氐た一活 み賃は賃 策のら、上、 外前長れく命金雇キ保 、金ず金 と衣で中げ中 も期とてがに、用ン護 地をの抑 し食あ小を	<b>小</b> あけるとグを 域底鳥制 で関る零図 <b>業</b> り.0 てい20、にとプ請 済げ県役 効な不企ばいたとです がすの割 でど況業、20世紀のでは、20世紀の代のは、20世紀のでは、20世紀のは、20世紀の代のは、20世紀のは、20世紀の代のは、20世紀のは、20世紀の代のは、20世紀のは、20世紀の代のは、20世紀のは、20世紀のは、20世紀の代のは、20世紀	12 (。や円にも賃ら人 ま政低果 る小よの食年年し労未対で金脱が く策賃た 。企っ支関1率か働満しきを出増 いが金し 低業て援連〜換し者でて、得すえ か必はて 所の企策・	提 鳥取県労働組合総連 議長 田 中 (鳥取市西品治 806)	· 合 · 晓	者
		拡大するとい 憲法第 25 の生活を営む で「労働条件	う効果が発 条には「す 権利を有す	生する。 べて国民は る」と定め	、健康 られ、	で文化的な 労働基準治	は最低限度 法は第1条			

要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、 最賃は生活保護を下回ってはならないとしている。 ▶陳情事項 低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくすた め、国に対して以下の内容の意見書を提出すること。 1. 政府は、ワーキング・プアの根絶と地域格差の是正を図る ため、2010 年 6 月の「雇用戦略対話合意」を実現すべく、 時給 1000 円を目標とした最低賃金の大幅引き上げと全国-律最低賃金制度を実現する最低賃金法の抜本改正を行うこと。 2. 政府は、上記の法改正と併せて、中小企業予算を増やし、 中小企業への経営支援策を拡充すること。 3. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等 をなくすため、中小企業憲章を踏まえた下請二法、独占禁止 法、中小企業基本法等の改正と公契約法(公共事業における 適正な報酬確保のための法)の制定を行うこと。 4. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。